

第 23 号議案

平成28年度 久留米市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成28年度久留米市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 107,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

平成28年2月29日提出

福岡県久留米市長 檜 原 利 則

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 貸付事業収入		千円 87,900
	1 貸付事業収入	87,900
2 繰入金		2,800
	1 一般会計繰入金	2,800
3 繰越金		13,000
	1 繰越金	13,000
4 諸収入		1,000
	1 雑入	1,000
5 市債		2,300
	1 市債	2,300
歳入合計		107,000

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 105,400
	1 事業費	105,400
2 公債費		400
	1 公債費	400
3 予備費		1,200
	1 予備費	1,200
歳 出 合 計		107,000

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	千円 2,300	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 無 利 子	母 子 及 び 父 子 並 び に 寡 婦 福 祉 法 第 3 7 条 の 規 定 に よ る。
計	2,300			